

岩手県監査委員告示第 35 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 32 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 11 月 4 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成 20 年 8 月 20 日

(2) 本監査実施日 平成 20 年 9 月 10 日

3 監査結果の公表の日 平成 20 年 10 月 3 日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営運動公園に係る公園占用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが 3 件、56,700 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前回の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	前回の措置状況時に作成した調定票作成リストを改良し、調定時にチェックしていく。今回指摘されたような許可が 3 月で調定が 4 月以降になるものについては、許可時に調定票作成リストを添付し未調定であることを確認するとともに、一人一台パソコンのイービメント機能を利用し、担当内の職員同士で情報を共有し調定漏れを防止することとする。